

# 高等女学校における良妻賢母教育の実際に関する一考察

—校長などの訓話、校訓・生徒心得、寮生活などの分析を中心にして—

姜 華

## はじめに

本論文は、1900年以降の高等女学校における学校生活全般に見る良妻賢母教育の実際とその特質を明らかにするものである。すなわち、女子中等教育理念としての良妻賢母が校長などの訓話、校訓・生徒心得、寮生活などにどのように投影され、どのような徳目によってその教育が実践されたのかを中心に分析し、良妻賢母教育の内実の一端を究明しようとするものである。

周知のように、中村正直などによる「初期良妻賢母主義」、森有礼による良妻賢母と国家を結びつけた主張をへて、1890年代後半には樺山資紀や菊地大麓など歴代文相が良妻賢母を国家公認の女子中等教育理念として位置づけた。大正デモクラシーの時期、戦時体制下に若干の変容が見られるが、良妻賢母の理念は戦前における国家公認の理想の女性像として機能し、家族制度の下で女性の生き方を強く規制してきた。

ところで、良妻賢母教育を国家の女子中等教育理念として位置づけた樺山によれば、「高等女学校の教育は其の生徒をして他日中人以上の家に嫁し賢母良妻たらしむるの素養を為す」ことにあり、具体的な良妻賢母像としては「優美高尚の気風、温良貞淑の資性」と「中人以上の生活に必須なる學術技芸」をあわせもつ女性であるとした<sup>(1)</sup>。

このように、文部省は女性の天職は良妻賢母としての素養をもち、家や夫に仕えることにありとし、これを国家公認の女子教育理念として設定するとともに、1899（明治32）年に高等女学校制度を確立したのであったが、実際にはどのような教育を通じてこの理念が具体化されようとしたのであろうか。すなわち、高等女学校においては、教科の学習と学校生活全般の両者を通じてこの理念の実現が目指されたと考えられるが、これらの高等女学校の教育の実態が明らかにされなければ、良妻賢母教育の内実が明確にされたと見ることはできない。以上のような視点から、本論文では高等女学校における学校生活全般の教育に着目し、訓話・訓示、校訓・生徒心得、寮生活などに見られる教育の実態を分析し、理念としての良妻賢母が具体的にどのような素養や女性像として語られ、どのような事項で良妻賢母教育の理念が具体化されようとしたのかを明らかにしたい。

筆者は、①良妻賢母の理念的側面、②教科書の内容、③学校生活全般における教育の分析を行い、3者を統合した良妻賢母教育の総合的な研究を構想しているが、本論文はこのような研究構想の一つに位置づくものである。

高等女学校における教科外の活動を分析した先行研究<sup>(2)</sup>としては、櫛田真澄『男女平等教育阻害の要因—明治期女学校教育の考察』がある。櫛田は、男女平等教育の視点から私立女子中等学校を主な対象として顕在的カリキュラムと潜在的カリキュラムに分けてその特徴を分析した。また論文としては、山口倬史の「校訓に変化ありやなしや」がある。山口は、全国300校の公立高等学校へのアンケート調査を通して高等学校の校訓の歴史を整理している。しかし、良妻賢母教育の実態の研究という筆者の研究視点からこれらの先行研究を見た場合、理念としての良妻賢母と訓話・校訓などを一体化して把握するという視点はあまり重視されていない。筆者は、これまで教科教育において良妻賢母教育がどのように行われたのかに着目して、修身と国語教科書の教材分析を行った<sup>(3)</sup>。そして、より総合的に良妻賢母教育の実態を究明するためには、教科課程のみならず、教科外教育など学校生活全般における教育の実態が明らかにされなければならないと考える。すなわち、良妻賢母教育についての①理念、②教科書の内容、③学校生活の3者を総合的に研究することにより、はじめて良妻賢母教育の全体が明確になると言えよう。そのため、本論文では学校生活に焦点を当て、良妻賢母教育の実態の側面とその特質を明らかにする。なお、考察対象は高等女学校制度の成立期としての1900年頃から1910年代初頭までとする。本論文は、1. 校長などの訓話に見る教育理念、2. 校訓と生徒心得に見る教育理念、3. 寮生活における良妻賢母教育、の3節から構成されている。

## 第1節 校長などの訓話に見る教育理念

訓話とは、「校長が全校児童生徒に話したり、教師が学年や学級の児童生徒に、よい行いをするように話す話」とされ、その内容は「児童生徒のよい意欲、判断、行動、実践に役立つ知識・技能に関わること、心・精神に関わること、生き方に関わること等で、発達段階の違う児童生徒にもわかる話題」<sup>(4)</sup>などが含まれる。このように、校長の訓話は「校長が児童生徒全体に直接に話かけ、感化する大切な場」<sup>(5)</sup>であり、これにより当該学校の教育方針などが明らかになる。

高等女学校における校長の訓話として、はじめに札幌高等女学校と新潟県立長岡高等女学校長のものを分析する。1910（明治43）年5月、札幌高等女学校の開校8周年記念に工藤校長は次のように生徒に心すべきことを訓話している<sup>(6)</sup>。

真正に自己の地位を自覚する者は言葉も上品なるべく、礼儀作法にもれ、心情も高潔に、容姿も閑雅に、品格高尚なる婦女子たるの徳操を養ふものなるを知らざるべからず。〈中略〉引用者〉国家の品位を高めんには家庭の品位を高むるに依りて能く得べく、家庭の品位を高めんことは主として主婦たるものの品性に拘るは勿論なり、将来国民の中堅として国家の運命を双肩に担へる中流社会の一家の主婦となり、良妻賢母たるべき重き任務を尽すべき諸子にありては、常によく其の地位を弁へ再び得られざる修養の時機に於て十分に奮励努力し、諸種の学科を完全に修め、健全なる常識を養ふは勿論、特に平素教育勅語、戊申詔書の御趣旨を奉戴し、本校訓育の方針を遵守し、一言一行細心留意して善良なる習慣を作り、品性を高尚にし、将来の生活に於てよく其の天職を尽くし得べき婦人となり、延いて本校の歴史の上に一段の光彩を添ふるに至らんこ

とを切望するところなり。

同校校長の訓話は、「一等国」としての日本の国家的品位を高めるためには家庭の品位を高める必要があり、家庭の品位を高めるには主婦の品性が重要だとする。さらには、教育勅語や戊辰詔書の趣旨を奉戴し、国家の運命を支える中流社会の主婦として、良妻賢母たるべき任務を尽くすべきと強調している。ここでは、女性と国家利益を密接に連携させ、良妻賢母の素養を身につけるべきと説いている点に着目したい。

一方、新潟県立長岡高等女学校長荻原此吉の1903（明治36）年の訓話に見られるように、良妻賢母として成長することを力説しながらも、女性の「勤儉質素」「独立自営」を説く事例も存在する<sup>(7)</sup>。荻原は、一人ひとりの生徒は将来良妻賢母になることを目指しながらも、勤儉と質素なる女性の品格を備え、独立の人間として成長すべきことを説いている。

校長の訓話を掲載している高等女学校沿革史は比較的少ない。このため、校長の訓話に類するものとして知事・市長など来賓による入学式、卒業式等での訓示なども取り上げてみたい。例えば、大阪市立堺高等女学校校舎建築の式辞で市長は次のように述べている<sup>(8)</sup>。

本校職員諸氏の薫陶に遵ひ孜々として或は敢て懈りことなく其学識を拓め其徳操を尚め温乎として玉の如き他日良妻賢母たるの資を養ひ其内容を完璧にして以て此外観の美に遜色なからしめ世の婦女子の好模範たるに努めんことを是小職の深く諸子に望む所なり。

このように、校長だけでなく市長も高等女学校生徒は学識を広め、徳操を尊び、良妻賢母の資質を養い、「世の婦女子の好模範」になるよう期待している。

さらに、1900（明治33）年の千葉県立高等女学校の開校式で、阿部浩同県知事は「国家の精神風俗貧富強弱は中等社会の健否如何に存在するを以て男子の中等教育と相待て女子の中等教育を奨励するは寔に目下の急務に属せり」と、高等女学校を設立する理由を述べた。続いて、高等女学校教育の目標について「生活に必要な学芸技芸を知得せしめ併せて優美高尚の氣質を訓練し温良貞淑の徳望を涵養し以て勤儉節約の良風を与へ他日良妻賢母たるを得せしめん」<sup>(9)</sup>と述べ、中等社会を支える良妻賢母の育成を強調した。

上述のように多くの校長や県知事・市長の訓示は、良妻賢母の意義を中等社会や国家の発展と関連させて説くものであったが、この他夫との関係で自主性や社会的徳徳の重要性を説く訓示もあった。例えば、岡山高等女学校長富津亀三郎は「私は女子の天職は母として子女を訓育する事のみであると申しませぬ。（中略＝引用者）近き現在の時代を改良すべき事、即ち、其の夫に感化を及ぼすこと」と述べた。また、東京府立高等女学校長勝浦軻雄は「従来婦人ノ弊習トナル退守的ノ思想ヲ破リテ進歩的ニ更メザルベカラズ」「忠孝貞順ト云フガ如キ諸徳ノ外ニ特ニ修養スベキハ社会トカ公衆トカニ徳誼ナリ」<sup>(10)</sup>と説いている。

以上、おおよそ1900年以降における校長や知事・市長などの訓話を分析したが、その中心は教育勅語を奉戴しつつ、良妻賢母としての成長を期待することにあった。高等女学校卒業後、ほとんどの生徒が家庭に入ることから、将来の妻・母として温良貞淑や質素儉約といった徳目を身につけ、自己

の修養を積むべきで、そのことが家族・国家の運命を定めるといった、理想的女性像が校長の訓話として示され、生徒たちの精神に徹底されていたと考えられる。また、知識の習得だけでなく、精神力を身につけ、一人の独立した人間に育つことを強調する側面もあった。

## 第2節 校訓・生徒心得に見る教育理念

まず、校訓と生徒心得の意義を記しておきたい。校訓は、その学校の建学の精神・教育の方針などを標語的に表現したもので、生徒を指導する根本方針となる。今日では学校の教育目標と位置づけることができる。また、校訓は「伝統的なものと一般的なものに区別される。建学の精神がその学校の伝統として生き残る場合は前者にあたる。学長が学校教育の目標或は生活指導の目標として設定する場合は後者に当てはまる」<sup>(11)</sup>とされている。一方、生徒心得はほぼ生徒規則と同義的に用いられるが、学校内部規範のうち倫理的規範として位置づき、内面的良心のあり方を表現するものである。校訓は抽象的で概略的な内容が多く、生徒心得は学則に相当するもので、校訓と比べて具体的、規則的と言える。

### (1) 校訓

最初に、長野県立松本高等女学校の校訓を分析する。同校では、1901（明治34）年12月に校訓が制定されている。その内容は、「1.教育ニ関スル勅語ノ御趣旨ヲ奉戴シ温良貞淑ノ徳ヲ養フヘシ」「2.万事儉約ヲ旨トシ且自重ノ風ヲ養フヘシ」、「3.礼儀ヲ重ンシ又約束ヲ守ルノ習慣ヲ養フヘシ」「4.勤勉忍耐ヲ以テ学ヲ修メ業ヲ習フヘシ」「5.衛生法ニ注意シ身体ノ強健ト精神ノ快活トヲ図ルヘシ」「6.正心誠意ナルヘシ」「7.深ク同情ヲ涵養スヘシ」などである<sup>(12)</sup>。同校の校訓には、明治期後半の修身科教科書に示された女性の徳目としての貞淑、儉約、勤勉などが定められている。同校の校訓の中心は、教育勅語の趣旨を奉戴しつつ、温良貞淑の徳を養うことにあったと言える。

青森県立第一高等女学校校長近藤良蔵は、1900（明治33）年の入学式で良妻賢母を強調した「校訓」を紹介している。その内容は、表1に示したものである<sup>(13)</sup>。

表1 青森県立第一高等女学校「校訓」

項 目	校 訓 上 の 表 現		
	1. 心は誠なるへし	慎重なるへし	正直なるへし
	謙讓なるへし	友愛なるへし	忠実なるへし
2. 言は明瞭なるへし	発音を正しくすへし	談話は明瞭なるへし	講読は晴朗なるへし
3. 行は篤敬なるへし	行為を正しくすへし	動作は注意すへし	勤勉なるへし
	整頓すへし	服装は質素なるへし	清潔にすへし
	衛生に注意すへし		

（校史編纂委員会『八十年史』p.67により作成。）

表1では謙讓、正直、従順、忠実、勤勉などのように、女性道徳として重視された徳目も見られるが、特に温良貞淑といった表現はなく、日常生活に即した徳目を提示していると理解できる。

また、広島県立広島高等女学校長広瀬は1903（明治36）年の入学式で、次のような校訓を述べた。すなわち、「1. 忠は立国の大道なり。2. 孝は人倫の要義なり。3. 貞は女子の内徳なり。4. 和は女子の外徳なり。5. 勤は徳に進む門なり」<sup>(14)</sup>の忠・孝・貞・和・勤の5カ条である。このような5カ条からなる校訓は、儒教道徳に基づいた女性道徳の涵養を徹底するものと言える。

次に、1906（明治39）年8月に制定された新潟県立長岡高等女学校の校訓（表2）を見ると、教育勅語の道徳、女性の特性、学習、国民の4項目から構成されていた<sup>(15)</sup>。

表2 新潟県立長岡高等女学校の校訓

項目	内容
教育勅語の道徳	忠孝ハ立国ノ大本人倫ノ要義ナリ、博愛正義ハ社会公衆ニ対スル道徳ナリ
女性の特性	貞淑柔和ハ女子ノ美德ナリ、勤儉ハ家道ヲ興ス所以ナリ
勉強	勉勵進取ハ学問ノ要道ナリ
国民	心身ノ修練ハ人格完成ノ基本ナリ

（創立百周年記念誌編集委員編集委員『ああこの学園の人々よ歌え』、p.70より作成。）

このように、新潟県立長岡高等女学校の校訓には忠孝、博愛正義など国家と社会に関する徳目に加え、貞淑柔和、家を興すための勤儉などの女性道徳が定められている。さらには、国民としての人格の完成に努力すべきことを説いている。

大阪市立堺高等女学校の1912（明治45）年制定の校訓では、忠孝・克己に加えて「温順貞淑は女子の責務を尽くすの要道たるを知るべし」、さらには「誠実勤儉を以て家庭の興隆を図るべし」など<sup>(16)</sup>、女性道徳を強調しつつ、人格の完成といった個人道徳を重視している。

また、1905（明治38）年制定の兵庫県立第一神戸高等女学校校訓<sup>(17)</sup>では、「情緒を修養して仁愛の心を發揮し、氣品を高潔にして貞淑の徳を養ふべし」「学業を励み、智能を磨き、以て事に当りては是非曲直を辨じ、機に臨みては緩急宜しきに適する明識を養ひ併せて規律を守るべき良習を養ふ事を務むべし」「礼儀を重んじ、容姿を正しくし、而に婉麗閑雅の特質を失はず、併せて規律を守るべき良習を養ふことを務むべし」「進みては適當の運動を力め退きては衛生の法則に従ひ以て体力鍛錬の工夫を為すべし」といった項目を定めている。このように、同校でも「情緒を修養して仁愛の心を發揮し、氣品を高潔にして貞淑の徳を養ふべし」のように、女性道徳を強調している。

以上検討した1900年以降における高等女学校の校訓をまとめると、国家、社会、家族、個人に加えて、多くの学校で貞淑・勤儉・女訓などの女性道徳を強調している。校長などの訓話に加えて、校訓においても、生徒に儒教的な女訓の育成を徹底していたと言えよう。このような、校訓の内容はおおよそ生徒心得に反映されて、女子生徒たちに守るべき事項として提示されていたのであった。

## (2) 生徒心得

次に、生徒心得について分析する。1899（明治32）年制定の岡山県立岡山高等女学校の生徒心得では、生徒の守るべき事項が次のように定められている<sup>(18)</sup>。

1. 深く教育ニ関スル勅語ノ御趣意ヲ奉戴シ、学業ヲ修練シ、淑徳ヲ涵養シ心身ヲ健全ナラシメ、以テ他日貞静淑順ノ美德ヲ具備スル社会有用ノ婦女タルコトヲ期スヘシ
2. 謙遜ヲ以テ師長ニ事ヘ信義ヲ学友ニ交リ、苟ニモ倨傲軽忽ノ行為アルヘカラス
3. 容儀ヲ端正ニシ進退ヲ静肅ニシ苟ニモ乱雑粗放ノ挙動アルヘカラス
4. 言語ハ常ニ鄭寧ヲ主トシ閑雅優美ナルヲ用ヒ、片言双言ト雖モ鄙野ナル辞ヲ用フヘカラス
5. 質素節約ハ身ヲ立テ家ヲ興スノ基礎ナレハ、衣服・髪飾ハ勿論日常学用品ニ至ルマテ実用ヲ主トシ、苟ニモ華美虚飾ニ瀕ルヘカラス
6. 躬自ラ衛生ニ注意シ、清潔ヲ守リ規則ヲ保チ風紀ノ振肅ニ留意スヘシ

この生徒心得においては、第1に教育勅語を奉戴し、淑徳で心身健全なる貞静淑順の美德を備えた社会に有用なる婦人となることを求めている。さらには、謙遜で長者を尊敬し、友人には信義を守り、容儀を端正にし、丁寧で優美な言語を使い、質素節約の精神を発揮し奢侈に流れないように求めるなど、家族制度下の女性道徳を強調している。衣服・髪飾にまで統制が加えられていた点に注目したい。全体としては、儒教的な道徳を軸とした女性像を示していると言えよう。

次に、1899（明治32）年制定の宮崎県高等女学校の生徒心得を検討する<sup>(19)</sup>。

- 第1条 本校生徒タルモノハ常ニ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ヲ奉戴シテ忠孝ノ大義ヲ辨ヘ本邦女子ノ本分ヲ完フセンコトヲ務ムベシ
- 第2条 温良貞淑ノ徳ヲ備ウルハ女子ニアリテハ最モ重要ナリ故ニ本校生徒タルモノハ従順 信実 慈愛ヲ旨トシ又深く自重シテ其心志ヲ高潔ニシ節操ヲ守リ礼讓ヲ重ジ起居進退ヲ端正ナラシメンコトヲ務ムベシ
- 第3条 節儉ヲ守リ質素ヲ旨トスルハ女子ニアリテハ殊ニ重要ナリ故ニ本校生徒タルモノハ衣服 髪飾 其他日常所要ノ物品ハ高雅清楚ニシテ衛生ト実用トニ適小ヲ本旨トシ務メテ華美驕奢ナルモノヲ避ケンコトヲ務ムベシ
- 第4条 言語ノ正確優美ナル女子ニ在リテハ殊ニ重要ナリ故ニ本校生徒タルモノハ常ニ発音ヲ正シ鄙辞ヲ避ケ丁寧ニシテ明瞭ナランコトヲ務ムベシ
- 第5条 秩序ヲ重ンジ規律ヲ守ル習慣ハ殊ニ重要ナリ故ニ本校生徒タルモノハ上下長幼ノ序ヲ明ニシ眠食劳逸各其時ニ従ヒ又諸物ノ整頓ニ注意シテ苟モ己レノ分ヲ忘レ怠慢ニ流レ乱雑ニ陥ルコトナキヲ務ムベシ
- 第6条 身体及ビ精神ノ健全ハ業ヲ成ス基ナリ故ニ本校生徒タルモノハ平素衛生ニ留意シ運動ヲ勉メ困難ニ堪ヘ欠乏ヲ忍ビ以テ身体ヲ強壮ニシ氣力ヲ旺盛ナラシメンコトヲ務ムベシ
- 第7条 学習ノ要ハ自ラ修ムルニアリ故ニ本校生徒タル者ハ常ニ進ミテ学識ヲ高メ技芸ヲ研ク習慣ヲ養ハンコトヲ務ムベシ

同校心得では、「温良貞淑」の徳を備えることが最も重要であること、「節儉」を守り質素を旨とすること、言語が正確優美であること、秩序を重んじ規律を守ることが重要であるとしている。

この他、1900（明治33）年の青森県立第一高等女学校の生徒心得でも、教育勅語の趣旨の奉戴、有用な婦人への成長を定めており、全体として生徒心得では①教育勅語、②良妻賢母的要素の伸張に重点が置かれていたと考える。すなわち、温良貞淑を中心として、節約、言語、秩序など家族制度下の女性道徳を説くとともに、身体・精神の健康、学習の必要性を加えている。

この他、生徒心得の中でも、その内容のほとんどが礼儀作法に関するものも存在する。例えば、山形県立山形高等女学校の心得では「第5条 敬礼は左の心得に従ふへし」、「第6条 姿勢は起立着席ともに正しからんことに注意すへし」<sup>(20)</sup>とされている。

上述したように、服装について定めている規則もあり、1900年の青森県立第一高等女学校では、「出校ノ際成ルヘク袴ヲ着ケ、衣服髪飾リ等ハ極メテ質素ニシテ、衛生ニ適フヲ本意トシ、決シテ華美ニ属スル裝飾ヲ加フヘカラス」<sup>(21)</sup>と、定めている。また「第2条 家に在りては父祖尊長の命に服し学校に在りては校長教師の教に従ひ学友間に在りては互に信義を重ん」ずべき、というように、人間関係の秩序を説く心得もあった。さらに、家族関係を細かく規定した規則も見られる。すなわち、札幌高等女学校の1910年度の生徒心得では、第3条で「家庭に在りては能く父母尊重の命に服し弟妹を扶助し務めて家事の補助をなすへし」とし、家族制度の下で長者を重んじ、兄弟姉妹にも力添えすべきことを強調している。これらは、活動が家庭内に限られた女性の生き方を示すものであり、夫を支えて一家を補助すべき性別役割を説いたものと言えよう。

以上検討した生徒心得を概括すると、家族制度下の女性道徳を中心として、学校、家庭生活、さらには個人としての徳目（行為の誠実、謙遜、儉約、温順と堅忍、自信自重、精神の快活、衛生と労働、公德、言語、敬礼）、自治・規律の精神の涵養、服装など生徒の生活について定められていたと言える。生徒心得は、学校における生徒たちの諸活動を効果的にするために、学校全体として行動パターンを定めたものであった。しかし、生徒心得を生徒の主體的な心得にすりかえ、生徒自らが規律を守り、自治力を育むかのように統制する側面も持っていたと言える。

明治中期以降における校訓・生徒心得を検討した結果をまとめると、教育勅語の奉戴、「貞淑柔和」などの女性の徳目、国民としての道徳、生徒としての徳目などが盛り込まれている点に共通性が認められる。しかし、「温良貞淑」を中核とした良妻賢母の素養だけではなく、部分的ではあれ、女性の独立した人間性や人格の完成を求める側面があった点にも注目したい。

### 第3節 寮生活における良妻賢母教育

寮（寄宿舎）とは、親元である家庭から離れた子どもや学生が、教育を受けるために共同で生活を行う集団施設を指す。だが、学校教育上寮は単なる共同宿泊施設を意味する以外に、特別な教育的意味を持つことが少なくない<sup>(22)</sup>。特に、生徒全員を寮に収容し、人間形成のための集団的教育を行おうとする全寮制学校は特定の教育目的を持つことが多い。高等女学校における寮生活を全体として見

た場合、宿泊という機能のみならず、独特な教育機能をも持っていたととらえることができる。では、高等女学校の寮生活において生徒は一体どのような教育を受けていたのだろうか。

まず、1906（明治39）年に定められた新潟県立長岡高等女学校の「舎訓」を検討する。舎訓は、寄宿生の訓育の方針を示すものであり、その内容として「1. 毎朝、皇室に対し遥拝すべき事」「2. 毎朝父母の写影に向ひ、礼拝すべき事」「3. 身体の発達に留意して、着実に勉励すべき事」「4. 質朴恭儉を旨とし、苟も驕奢の挙動あるべからざる事」「5. 独立自治の精神は、身を立て家を起す基なれば、常に其涵養を勉むべき事」「6. 舎生は互に長幼の序を守り、親切に交るべき事」「7. 常に女徳を修養し、人格の向上を期すべき事」が定められていた<sup>(23)</sup>。ここでは、女子の訓育に必要な事項として、皇室への遥拝、父母の写真への拝礼、勉励を定めているほか、第7項目に見られるように、女性道德の修養など、特に良妻賢母の素養を育成すべきことを強調している点が注目される。

次に、1900（明治33）年制定の山形県立山形高等女学校の寄宿舎規則を分析すると、「女子教育ニ於テハ殊ニ寄宿舎ノ訓育ニ注意シ教室ノ教授ト相須ケ生徒ノ品性ヲ陶冶スヘキコト」とされ、教室での授業と連携させて品性を陶冶すべきことが強調されている。さらに、服装・頭髮粧飾、食事、金銭、衛生、応接、音信、外出、家庭との連絡などについても注意事項として示されている<sup>(24)</sup>。応接に関しては舎監からお茶の出し方や客の接待などの礼儀作法も教授され、ほかに生花、琴、茶の湯などの、いわゆる「花嫁修業」も寄宿舎で積んでいた。また、寄宿舎の庭にはテニスコートも作られ、運動の奨励にも配慮されていた<sup>(25)</sup>。

1904（明治37）年宮城県高等女学校の「仮寄宿舎規則」は全文22条で構成され、「始業前30分ニ準備ヲ整ヘ室友相伴フテ登校」することをはじめ、「厨房当番ヲ設ケ割烹及下婢使役ノコトヲ練習セシム」「本校ノ休業日ニハ外出許ス」「舎監若クハ保証人ノ許シタル所ノ外、猥ニ往来スルコトヲ許サズ」「夏季休業及冬季休業中、帰宅セント欲スル時ハ保証人連署ノ上、其旨願出シム」<sup>(26)</sup>等が定められている。割烹の実習を行うとともに、「下僕使役」にも慣れることとされている点は、当時の中流家庭における賢母の素養を示すものと言えよう。そのほか、同校の「舎監職務規程」では「常ニ舎生ノ操行勤惰ヲ監督シ、自治ノ習慣ヲ養成スルヲ務ムヘシ」とされている点が注目される<sup>(27)</sup>。自宅から離れて生活する生徒に対して、厳しい管理の下に置きながらも、一部では自治という自立した人間の育成を目指す側面があったのである。

次に、静岡県立高等女学校の学則第6章「寄宿舎」を検討すると、「第27条 生徒ハ自宅ヨリ通学スル者ヲ除クノ他総テ寄宿舎ニ入舎セシム。但シ学校長ハ適当ト認ムル場合ニ限り親戚又ハ保証人等ノ宅ヨリ通学セシムルコトヲ得」と入舎の条件が決められている<sup>(28)</sup>。また、同校寄宿舎の照明はランプを使い、毎日「火屋」の掃除をする時にガラスを割らないように気を遣ったという。そして、寄宿舎での献立は1週間分、学舎ごとに当番が作成し、舎監の許可を得て台所に貼布した。さらには、献立が予算を超過した時は舎監に注意され、次週にその分の予算が削減された<sup>(29)</sup>。

同校で注目される点は、寮生が献立を作り、料理の当番、料理の実習などを通じて将来家庭の主婦になるための準備を行っていた点である。女子生徒自ら食事を作るなどの寮での活動は、男子の中学



校の寮とは異なる、高等女学校ならではの特徴でもある。

また、1906（明治39）年制定された滋賀県立彦根高等女学校の寄宿舎生徒心得では、炊事、当番月番、室長の任務、外出帰宅、運動、衛生、入浴洗濯などについて詳しく定められている。その中でも、「本校寄宿舎は家庭に代りて生徒を訓育し其品性を高め学業を修めしむる所なるを以って生徒たるものは能く此意を体し修養を怠るべからず」「同室内の学友は一家族の如く相親睦扶助すべく他室とは親戚の如く交際し信実を旨とし礼節を守り親疎を生ぜざるやう注意すべし」<sup>(30)</sup>など、と定められている点は注目すべきであり、寄宿は模擬的な家族、家庭として位置付けられていたことが分かる。また、学友間の共同生活能力を養い、他人とのコミュニケーションの力を培うことを目指している点も確認できる。さらに運動の項目では、「運動を奨励監督せしめんが為に運動係を置き」<sup>(31)</sup>など、運動の奨励策が講じられている点が注目される。将来母になる女子生徒に身体を鍛えさせることは、健康な次世代を産むために必要ととらえ、高等女学校での教育を国家の発展に密接に結びつけようとしていたものと理解できる。

このように、寄宿舎を「家庭」として位置付ける例は埼玉県立浦和高等女学校の規定にも見られ、第1条に「寄宿舎ハ家庭ニ代リテ生徒ヲ訓育スル所トス、故ニ寄宿舎生活ハ成ルベク善良ナル家庭ニ則ランコトヲ要ス」<sup>(32)</sup>と定められ、寄舎は生徒を訓育する場、善良な「家庭」として運営されていた。勿論、舎内の静粛、清潔や整理整頓はもとより、臨時の買物は舎監の許可が必要であった。なお、私的に職員・従業員を使役することは「厳禁」とされていた点も、明治期後半における高等女学校生徒が属する階層の社会的位置付けの高さが窺えるものと言えよう。

埼玉県立浦和高等女学校の沿革史によれば、室長は寮内において、室生の礼儀作法をはじめ諸行動に規律を求め、また学校長や舎監の命令・訓示を伝え、その実行を監督したと記されている。また外泊生徒の物品処理を行うとともに、毎夜就寝前に室生の動静を舎監に報告したり、必要に応じて、寮内の改善事項などを舎監に申し出るのであった<sup>(33)</sup>。さらに、同校の寄宿生に対する教育は単に教科の学習指導や女性としての日常生活の指導のみではなかった。同校では、農村生活への共感も体得させるため、蚕飼育の実態を体験させている。また、女子に実業的興味を与えるために、寄宿舎の一室を仮用して養蚕を試み、生徒が養蚕に関する一般の知識を授けるなどしている<sup>(34)</sup>。

以上の分析から明らかなように高等女学校の寮においては、寮規則などを定め、ルールに沿った生活や日常生活の指導を行っていた。すなわち、寮を家庭に見立て、中流階層出身の女子生徒としての礼儀作法を厳格に身につけさせ、将来の主婦としての家政への責任と儉約精神を育成し、調理などの実習を行わせるなどし、訓育や女子的技芸の習得を实践させ、将来の良妻賢母の基盤を形成させようとしていたと見ることができよう。このように、寮は単なる宿泊施設ではなく、それを家庭として見立てて家族的な集団生活を営み、家事の実践を積む場、将来の良妻賢母としての素養を育む場として位置づけられていた点に、高等女学校の寮の特徴があると言えよう。

## おわりに

以上、本論文では1900年頃から1910年代初頭までの間に高等女学校で行われた、校長などの訓話、校訓・徒心得、寮生活の実態について考察した。最後に、考察結果をまとめたい。第一に、校長などの訓話の中核は、教育勅語の趣旨を奉戴し、良妻賢母の素養を持つ人物への成長を期待するものであった。すなわち、将来の妻・母として温良貞淑や質素儉約といった徳目を身につけ、家族関係にも留意して自己の修養を積むべきで、そのことが家族・国家の運命を定めるといった、女性像が校長の訓話として示され、生徒たちの精神に徹底されていたと考えられる。しかし、知識の習得も重視し、一人の独立した人間に育つことを強調する側面もあった。

第二に、校訓においては個人、家族、家、社会に関する道徳に加えて、「貞淑」「勤儉」「女訓」などの儒教的道徳を強調し、生徒に「女訓」の育成を徹底していた。そして、生徒心得においては学校、家庭そして個人としての徳目と、自治・規律の精神の涵養、さらには服装など生徒の生活について定めていた。校訓・生徒心得の全体においては道徳教育勅語の奉戴、「貞淑柔和」などの女性の徳目、国民としての道徳、生徒としての規律を養うことを目標としていた。また、一部ではあるが、生徒の人格の完成を求める学校も見られた。しかし、全体としては、良妻賢母の素養を強調するものであり、生徒自らが規律を守り、自治力を育むかのように仕向ける側面があった点も否定できない。

第三に、寮においては寮規則などを定め、ルールに沿った生活や日常生活の指導を行い、良妻賢母の育成を目指していた。すなわち、寮を家庭に見立て、礼儀などを厳格にしたり、調理などの実習を行わせるなど、訓育や女子的技芸の習得を実践させ、将来の良妻賢母の基盤を形成させようとしていたと理解することができよう。寮宿舎は単なる宿泊施設ではなく、中流階層出身の女子生徒としての礼儀作法を厳密に身につけさせ、将来の主婦としての家政への責任と儉約精神を育成しようとしていた。そして、調理などの実習を行わせるなどし、訓育や女子的技芸の習得を実践させ、将来の良妻賢母の基盤を形成させようとしていたと見ることができよう。そのほかにも、寮においては女子生徒に対して自治・自立を養成する教育を行っていた。しかし、自治・自立と言っても「身を立て、家を起す」<sup>(35)</sup>ための教育であり、飽くまでも家庭範囲に限定した独立自治の精神の養成であることに注目すべきであった。

考察全体をまとめると、校長の訓話、校訓・生徒心得、寮生活など、高等女学校の学校生活全体においては、良妻賢母教育が徹底されていたことが明らかになった。すなわち、教科教育以外の学校生活全般においては、理念としての良妻賢母が理想的女性像として描かれ、女子生徒の日常生活を導き、日本国民として、また将来の良妻賢母としての精神が徹底されていたと捉えることができる。1900年代以降の高等女学校において、理想として描かれ実践された教育は、家と国家を支える「温良貞淑」な良妻賢母であることが明確であり、家族内における女性の従属的な地位を軸とした個人道徳を中核とし、儒教道徳に基づく家父長的家族道徳を重視した、特性教育であった。

- 注(1) 文部省大臣官房総務課編『歴代文部大臣式辞集』（昭和44年），p.117。
- (2) 櫛田真澄『男女平等教育阻害の要因—明治期女学校教育の考察』（明石書店，2009年），山口倬史「校訓に変化ありやなしや」（鹿児島女子短期大学紀要44，2009年）。
- (3) 拙稿「修身教科書に見る良妻賢母教育の実際とその特質—明治後期を中心に—」『早稲田教育評論第25巻第1号』（早稲田大学教育総合研究所，2011年），pp.89-106。
- (4) 今野喜清・新井郁男・児島邦宏編集代表『新版学校教育辞典』（教育出版，2003年），p.469。
- (5) 今野・新井・児島邦宏編集代表『同前書』，p.469。
- (6) 札幌北高等学校『六十年』（札幌北高等学校創基六十周年記念事業協賛会，昭和38年），p.78。
- (7) 創立百周年記念誌編集委員『ああこの学園の人々よ歌え』（新潟県立長岡大手高等学校創立百周年記念事業実行委員会，平成15年3月），p.29。
- (8) 大阪府立泉陽高等学校記念誌編集委員会『泉陽高校百年』（ぎょうせい，平成13年），pp.82-83。
- (9) 国立教育研究所『日本近代教育百年史』第四巻（文唱堂，1974年），pp.1111-1112。
- (10) 国立教育研究所『前掲書』第四巻，pp.1112-1113。
- (11) 細谷俊夫 奥田真丈 河野重男『教育学大事典』第2巻（第一法規，昭和53年），p.498。
- (12) 長野県松本蟻ヶ崎高等学校沿革史委員会『長野県松本蟻ヶ崎高等学校七十年史』（長野県松本蟻ヶ崎高等学校70周年記念事業委員会，昭和46年），pp.69-70。
- (13) 校史編纂委員会『八十年史』（青森県立弘前中央高等学校創立八十年周年記念行事実行委員会，昭和55年），p.67。
- (14) 八十周年記念誌編集委員会『皆実有朋八十周年記念誌』（広島県立広島皆実高等学校，昭和57年），p.18。
- (15) 創立百周年記念誌編集委員『前掲書』，p.35。
- (16) 大阪府立泉陽高等学校記念誌編集委員会『泉陽高校百年』（ぎょうせい，平成13年），p.96。
- (17) 兵庫県立第一神戸高等女学校校友会欽松会『創立三十周年記念誌』（日本印刷製本，昭和7年），p.79。
- (18) 創立70年史編集委員会『創立七十年史』（岡山県立岡山操山高等学校創立70周年事業実行委員会，昭和44年），p.6。
- (19) 宮崎県立宮崎大宮高等学校『大宮高校百年史』（宮崎大宮高等学校弦月同窓会，平成3年），p.227。
- (20) 山形県立山形西高等学校創立百周年記念事業実行委員会記念史部会『山形西高等学校百年史』（山形県立山形西高等学校創立百周年記念事業実行委員会，平成11年），pp.62-63。
- (21) 校史編纂委員会『前掲書』，p.75。
- (22) 細谷俊夫・奥田真丈・河野重男『教育学大事典』第5巻（第一法規，昭和53年），p.320。
- (23) 創立百周年記念誌編集委員編集『前掲書』，p.41。
- (24) 山形県立山形西高等学校創立百周年記念事業実行委員会記念史部会『前掲書』，p.86。
- (25) 山形県立山形西高等学校創立百周年記念事業実行委員会記念史部会『前掲書』，p.89。
- (26) 百周年史編纂部編集『一女高百年史』（宮城県第一女子高等学校，平成9年），p.73。
- (27) 百周年史編纂部編集『同前書』，p.73。
- (28) 創立80周年記念事業委員会『わが校のあゆみ』（静岡県立静岡城北高等学校，昭和58年），p.109。
- (29) 創立80周年記念事業委員会『同前書』，pp.109-110。
- (30) 彦根西高百年史編集委員会『彦根西高百年史』（滋賀県立彦根西高等学校創立百周年記念事業実行委員会，1987年），p.87。
- (31) 彦根西高百年史編集委員会『同前書』，p.87。
- (32) 埼玉県立浦和第一女子高等学校『創立八十周年記念誌』（埼玉県立浦和第一女子高等学校，昭和55年），p.43。
- (33) 埼玉県立浦和第一女子高等学校『同前書』，pp.43-44。
- (34) 埼玉県立浦和第一女子高等学校『同前書』，p.47。
- (35) 創立百周年記念誌編集委員編集『前掲書』，p.41。